

沖繩県嘉手納基地等の騒音防止に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年七月二十五日

喜屋武眞榮

参議院議長 徳永正利殿

沖縄県嘉手納基地等の騒音防止に関する質問主意書

嘉手納基地周辺の騒音は、全国有数といわれ住民の生命、健康及び生活に大きな影響を与えており、また児童、生徒の学習にも支障を与えている。沖縄県当局の調査(昭和五十二年)でも、砂辺公民館でW E C P N L九五、屋良小学校でも同八六に達し、航空機騒音にかかる環境基準を大きく上回り、未だに改善されていない状況である。また、普天間飛行場周辺でも航空機騒音が右の環境基準を上回り、住民の生活環境を著しく阻害している。如何なる理由があるかと人間の生命、健康の侵害については、直ちに拒否しなければならないと考える。

そこで以下の点について質問する。

- 一 現在、政府が実施している防音工事等の周辺対策では、騒音除去の十分な解決にはならない。騒音の発生源である米軍基地を直ちに撤去すべきものと思うがどうか。

二 右の基地撤去が直ちにはできないというのであれば、次善の対策として飛行方法の規制、飛行高度の規制、エンジン調整場所及び調整時間の規制、夜間訓練飛行の規制など発生源への対策を講ずべきものと思うがどうか、政府の具体的対策を示されたい。

右質問する。